

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 高橋 蔵人

論 文 題 目

「そうあるしかない」という概念に関する心理臨床学研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授 松本真理子

名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授 鈴木健一

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 田附紘平

論文審査の結果の要旨

「受容」は、心理臨床の根幹とされる重要な概念である。しかし、その概念はあいまいで、誤解や曲解をされていることもある。本研究では、「そうあるしかない」という新しい概念を提起し、これまでの「受容」概念がもつ問題の解消を目指した。さらに臨床事例を提示して、この「そうあるしかない」という概念が心理臨床にももたらす意義について述べた。

第1章第1節では、Rogers, C.R.が「受容」概念をどのようにとらえてきたのかを概観した。第2節では、「受容」概念がもつ問題について、1) 概念のあいまいさの問題、2) どんなことでも無条件に受容できるのかといった「無条件性」の問題、3) 変化を望むこととありのまま受容することは相反するのではないかという「背反性」の問題、4) クライエントの存在が受容できるものであるという存在論とクライエントのあり方をセラピストが受容できると認識するという認識論の混在、といった4つの問題が認められ、それらがいずれも解決されていないことを述べた。

第2章では「そうあるしかない」という概念を提起した。第1節で、まず筆者に「そうあるしかない」という概念に気づかせてくれた事例について述べ、第2節で、「全関連性」、「被規定性」、「総力性」といった人間存在のあり方の特性について述べた。「全関連性」はある時点のその人のあり方には、それまでとその時に生じた、すべてのことが関連しているという特性、「被規定性」はその時のあり方は関連しているそれまでとその時によって規定されているという特性、「総力性」はそのあり方はその時点でその人ができる精一杯のあり方であるという特性である。そして人間存在のあり方について、以上の特性から「そうあるしかない」という存在論的概念を提起し、この「そうあるしかない」概念が「受容」概念に含まれていた上記の1)～4)の問題を整理、解消できることを示した。

第3章では、本論文の問題と目的、構成について述べた。

第4章から第8章では、臨床事例を提示し、「そうあるしかない」という概念が、臨床実践の中でどのように機能するのかを示した。

第4章では、「すべてのことがあって今の自分がある」と述べて、「そうあるしかない」という概念を筆者に気づかせてくれた事例についてその経過を詳細に述べた。

第5章では、心理療法の初期の経過を提示し、心理療法の初期において「そうあるしかない」という概念がもつ意義について述べた。すなわち、「そうあるしかない」という概念をもつことによって、クライエントのその状態の理解が深まり、より適切に心理療法の進め方についての合意ができることを述べた。

第6章では、心理療法の過程をクライエントの“おさまらなくなったコト”を「そうあるしかない」クライエントとセラピストでおさめようとしていく過程として述べた。「そうあるしかない」概念の導入により、心理療法の過程は「そうあるしかない」状態を無視して理論的にのみ考えられるものではないこと、心理臨床の臨床教育・指導・スーパービジョンやケース・カンファレンスがより適切に行われることが期待されることを述べた。

別紙 1 - 2

第7章では、常習万引きの事例を提示して、反社会的問題の心理臨床における「そうあるしかない」概念導入の意義について述べた。「そうあるしかない」概念の導入により、問題がある状態に対しても「そうあるしかない」と受容的にとらえられることを述べた。

第8章では、児童養護施設における子どもたちとの関わりを提示し、児童養護施設臨床における「そうあるしかない」概念導入の意義について述べた。児童養護施設臨床においては、日々の生活の中に「そうあるしかない」概念があると望ましいと述べた。

そして第9章では、統括的討論として、まず第1節では第4章から第8章にあげた臨床事例についてのまとめをした。そして、第2節では「そうあるしかない」という概念を心理臨床に導入ことの意義を述べ、最後に本研究の展望と課題に触れた。

意義においては「そうあるしかない」概念においては、クライアントの状態を「欠如態」ととらえて欠けているものを補うとか、「悪性態」ととらえてそこにある悪性のものを取り除くといった形の援助ではなく、その状態について、それまでとその時のすべてが関係するものとし（「全関連性」、「被規定性」）、それがその時点でのクライアントのできる精一杯の状態としてとらえる（「総力性」）ものであり、ロジャーズの受容概念が抱える課題を解決する概念であることを示した。課題としては事例研究法という方法論特有の課題について述べ、研究の展開について考察を行った。

本論文に対して、審査委員は慎重に審議を行い、内容に関して次のような指摘がなされた。

1) 「そうあるしかない」概念は存在論であるが、心理面接過程においてはセラピストがそれを認識することで展開するのではないか。2) 「そうあるしかない」概念の柱である全関連性と被規定性の違いについての説明が曖昧なのではないか。3) 「そうあるしかない」概念が存在論であるとする説明が不十分ではないか。4) 「そうあるしかない」概念の心理療法への導入によって新しいものが生まれる、としているが、具体的な記述がなく内容が曖昧なのではないか。

学位申請者はこれらの問題点について十分に認識しており、審査員からの指摘や質問に対しても、適切かつ誠実な対応が行われた。また今後、上記の点を踏まえて「そうあるしかない」概念の考察を臨床実践とともに深めていきたいと強い意欲を示している。

上記のような課題があるものの、本論文は心理療法におけるロジャーズの「受容」概念について1957年の発表以来、多くの議論がなされてきた課題（あいまいさ、無条件性の問題、存在論と認識論の混在）の解決を試みる新たな概念として「そうあるしかない」概念を提唱し、自らの臨床実践の中で検証してきたものである。事例研究法の方法論的な課題については、科学論文の条件を本研究が概ね満たすものであることを考察した上で、今後は、自験例のみでなく新たな心理療法における概念として、多くの臨床家による導入と検証が必要であることを認識している。以上より、本論文は今後の心理臨床実践に大きく貢献する可能性を有する新たな概念の提起であり、当該学術分野における意義は高く評価されるものである。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。